

## 過去の給食費返還について（概要）

### 1 本件の概要

- 平成 29 年 11 月：A 中学校において保護者から徴収した給食費の口座残高が不足していることを覚知
- 令和元年 10 月：中学校 7 校において保護者へ未返却となっている給食費（以下「余剰金」という。）があることが判明
- 令和元年 11 月：平成 18 年 10 月に金融機関の処理誤りにより A 中学校の保護者口座から引落した給食費 1,224,300 円が B 小学校に入金され、その全額が口座に残っていないことが判明
- また、この事案覚知にともない中学校給食費の点検を行い、中学校 8 校に合計 455,547 円の余剰金があることが判明

### 2 発生原因

弁護士、公認会計士に検証を依頼し、関係資料が保存期間の 5 年を過ぎて処分されているため、発生時期・原因・返金該当者等を特定することはできなかったが、私的流用はなく学校給食課の口座に振り込まれていたことが確認された。

不適切な会計処理及び当該対応の遅滞の発生原因は、以下のとおりである。

- 当該校において年度ごとの決算及び監査が実施されていなかったこと
- 会計処理手順が職員間で統一されていなかったこと
- 未収金・返金等への対応が不適切であったこと
- 組織的な会計チェックができていなかったこと

### 3 会計処理の対応

弁護士、公認会計士と会計処理について協議し、以下の様な会計処理をすることとした。

#### ① 小学校の不足金（1,224,300 円）

- 過去の事務処理の是正
  - B 小学校から A 中学校に 1,224,300 円を戻した。
  - B 小学校から学校給食課に支出した 1,224,300 円を B 小学校に戻した。
  - 学校給食課は、B 小学校に戻した 1,224,300 円を未収金として処理した。

#### ② 中学校の余剰金（455,547 円）

- 学校給食課が管理する給食費会計へ 455,547 円を充当する。

### 4 再発防止策

- 「立川市立小学校給食費取扱要綱」及び「立川市立中学校給食費等取扱要綱」改正（決算及び監査の項目を追加）
- 事務処理マニュアル改訂
- 要綱及び事務処理マニュアルに基づく事務処理を行うよう、校長、副校長、学校事務室職員へ指導・徹底
- インターネットバンキングを全小・中学校に導入（令和 3 年度予定）
- 給食費公会計化の導入に向けた検討

